

令和5年度 労働衛生管理セミナー

# 労働衛生行政の課題について

令和5年12月13日（水）  
ぎふ清流文化プラザ

# 化学物質による労働災害発生状況について

## 全国の危険物、有害物等による労働災害発生状況

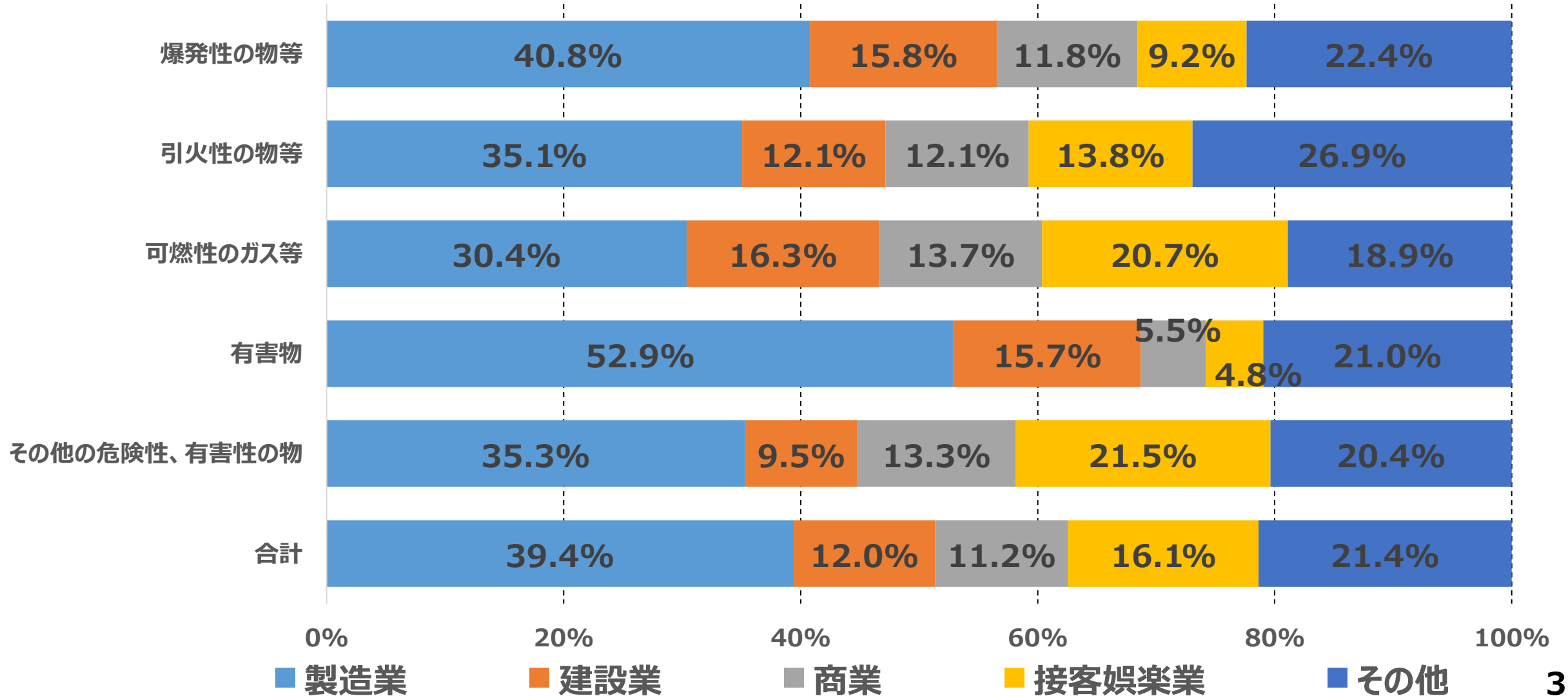
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	R5.10 (速報値)
爆発性の物等	14	14	11	18	19	11
引火性の物等	106	164	98	110	101	68
可燃性のガス等	70	59	55	37	49	40
有害物	259	213	192	176	195	144
その他の危険物、有害物等	411	481	456	452	440	359
合 計	860	931	812	793	804	622

(労働者死傷病報告によるシステム統計値)

- ・個別規制の**対象外**となっている化学物質による災害が全体の約8割を占める。
- ・使用物質が規制対象になると**規制対象外の物質に変更**する？

# 化学物質による労働災害発生状況について

## H30からR4までに発生した労働災害の業種別割合



# 新たな化学物質規制の概要について

令和4年5月に労働安全衛生法等が改正されました。

『法令等による **個別規制**』から

『事業者による **自律的管理**』へ

これまでは、各法令等で**定めた特定の化学物質**に対して、事業者が行うべき健康障害防止**措置などを定め**、事業者はそれらを確実に  
行う。

事業者は「**法令遵守を第一**」に定められた**措置を実施**する。

# 新たな化学物質規制の概要について

これまでは・・・

危険性・有害性のある物質を、**規則等で定め**、事業者にはその**規則に従った対策**の履行を求める。

- ・製造禁止
- ・安全衛生教育の実施
- ・局所排気装置など設備の設置、管理
- ・作業主任者の選任、職務の履行
- ・作業環境測定の実施、改善
- ・健康診断の実施

……など

これまでの規制・実施で、  
労働災害防止などの効果  
はあった。



**ここ数年、労働災害が  
減りにくくなった。**

# 新たな化学物質規制の概要について

## 課題

- ・新たな化学物質の増加、多様な化学物質の使用の増加
- ・法令等で規制がされていない物質の使用、代替の促進
- ・各種法令等の規則の制定の遅れ
- ・中小企業における危険物・有害物管理の遅れ、不足
- ・国際基準との管理手法の不一致 ……など

これらの課題に迅速に対応し、今後の災害を大幅に減少させていくには、これまでの**法令等による個別規制**による手法では限界がある？

# 新たな化学物質規制の概要について

今回の法改正により「**事業者が自ら物質の有害性・危険性を確認し、必要な対策を選択し、実施する**」ことになる。

## 管理体系の見直し

※ 各施行日に注意（施行済、R6.4.1あり） ※

- ・ラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知物質の増加
- ・リスクアセスメント（RA）の実施
- ・RA結果に基づき労働者のばく露低減措置の実施

代替物等を使用する

- ↓ 密閉、局所装置等の設置・稼働
- ↓ 作業方法の改善
- ↓ 有効な呼吸用保護具の使用

国が定める「**濃度基準値**  
**を下回る**」こと。

「労働者への**ばく露を最  
小限度にすること**」

# 新たな化学物質規制の概要について

## 管理体系の見直し

- ばく露提言措置等の意見聴取、記録作成・保存  
(RA対象物以外の物質に対するばく露低減措置の努力義務)
- 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
- 衛生委員会の付議事項の追加
- がん等の遅発性疾病の把握強化
- RA結果等に関する記録の作成と保存
- 労働災害発生事業場等への監督署長による指示
- RA対象物に関する健康診断の実施、記録の作成  
(RA対象物健康診断に関するガイドライン)
- がん原性物質の作業記録の保存

それぞれの物質の**有害性に**応じて、必要な対策を**検討し、実施**。

書類の保存期間（3.5 .30年）に注意。



# 新たな化学物質規制の概要について

## 実施体制の確立

- ・**化学物質管理責任者**の選任
- ・**保護具着用責任者**の選任
- ・雇入れ時・職長教育の実施

必要な「**講習、教育**」の受講による管理体制の確立。

## 情報伝達の強化

- ・SDS等による通知方法の柔軟化
- ・SDS等による「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新
- ・SDS通知事項の追加と含有量表示の適正化
- ・事業場内で別容器で保管する際の措置の強化
- ・注文者が必要な措置を講じなければならない設備範囲の拡大

必要な情報を常に確認し、**正確に把握**すること。

# 新たな化学物質規制の概要について

## 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

- ・局長認定事業場に対する個別規則の適用除外

## 特殊健康診断の実施頻度の緩和

- ・作業環境測定、健診結果等による健診の実施頻度の緩和

## 作業環境測定結果が第3管理区分事業場に対する措置の強化

- ・外部の作業環境管理専門家の意見聴取

事業場の管理状況等によって、措置が緩和される場合と強化される場合があります。

## 新たな化学物質規制の概要について

これまでの「**法令遵守**」の管理では、法などで決まっていることを、事業場などにおいて**きちんと実施**していれば良かった。

今後の「**自律的管理**」では、**危険性・有害性のあるすべての化学物質**について、**事業者自ら**が事前に調査し、有害物質のばく露を最小限にするために、必要な対策を**自らが選択して、実行していく**必要がある。

# 参考 リーフレットなどについて

## 岐阜労働局HP

「岐阜労働局からのお知らせ欄」に掲示

職場における 労働者が安全に働くために

### 新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

<b>POINT 1</b> ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1	<b>POINT 2</b> リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
<b>POINT 3</b> 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3	<b>POINT 4</b> 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1…五によるGHS分類で危険性・有害性が既記された全ての物質が順次対象に追加  
※2…厚生労働大臣が定める物質（健康基準値設定物質）が対象  
※3…皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます  
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1 SDS及び作業現場の確認

2 リスクアセスメントの実施

3 保護具の着用  
局所排気装置の設置

## 厚生労働省HP

「職場における化学物質対策について」に掲示

- ・関係法令、告示、指針など
- ・リーフレットなど

## 独立行政法人

## 労働者健康安全機構

## 労働安全衛生総合研究所

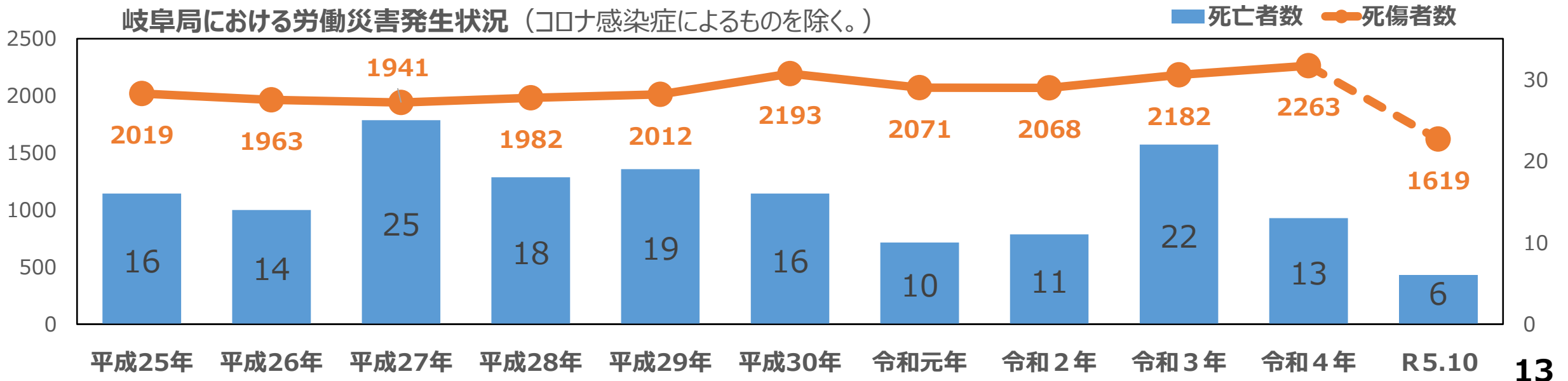
- ・ラベル表示・SDS交付の義務化
- 対象物質リスト一覧など

# 参考 第14次労働災害防止計画について

計画期間：令和5年度から令和9年度までの5か年計画

目標：

- ◎死亡災害について、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少させる。  
(令和4年 死亡災害13人 → 令和9年12人以下へ)
- ◎死傷災害について、令和4年と比較して令和9年までに減少に転じさせる。  
(令和4年 死傷災害2,263人 → 令和9年 減少へ)



# 参考 第14次労働災害防止計画について

## 計画の重点

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**
  - ・社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**
  - ・転倒災害防止、動作の反動・無理な動作対策
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進**
  - ・「エイジフレンドリーガイドライン」をふまえた災害防止対策
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**
  - ・母国語による安全衛生教育の充実
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進**
  - ・陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業における災害防止対策
- 7 労働者の健康確保対策の推進**
  - ・メンタルヘルス対策、過重労働対策、産業保健活動の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進**
  - ・化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線による健康障害防止対策

# 参考 第14次労働災害防止計画について (関係部分のみ)

## アウトプット指標 (達成を目指し、計画の進捗状況の把握に用いる)

- ・ ラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とする。
- ・ リスクアセスメント（以下「RA」という。）の実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RAを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

## アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果として、期待される事項)

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）者数を第13次労働災害防止計画期間中と比較して、5%以上減少させる。

**ご清聴**  
**ありがとうございました。**

**自律的な管理手法の導入により、  
労働災害が大幅に減少することを  
期待しております。**

**ご安全に！**